

別紙2	賛成	反対	その他	考え方(案)
<p style="text-align: center;">野菜飲料 果実飲料 緑茶飲料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者は体によいと思って購入。産地が不明では不安。(個人) ・りんご果汁について、例年6万キロリットルを超える量が輸入。国産加工原料用りんごの一部下位等級品が生食市場に還流し、生食りんごの価格低迷。輸入果汁対策のため必要。(りんご生産者団体、りんご生産自治体) ・会員企業のおりんご果汁製品の約9割は大手飲料メーカーの原料として納入しているが、中国産原料等安価な原料との競合で苦戦。国内産業やりんご生産農家を保護する必要。(りんご果汁製造者団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質は、原料の品質もあるが、むしろ高度な搾汁技術や濃縮、ブレンド、加熱殺菌技術等加工技術によるところが大きく、高度な加工食品。(果汁製造者団体、トマト加工品製造者団体、飲料製造者団体) ・調達先が常に一定国とは限らず、複数国から輸入した原料果汁をブレンドして一定の品質を確保し、原料果汁の輸出国＝当該国で収穫された果実とは限らないため、表示が実行上不可能。(同上) ・緑茶飲料について、荒茶への火入れ技術、茶葉同士のブレンド技術、抽出技術など多様な加工技術を組み合わせた高度な加工食品。(飲料製造者団体) ・トマト飲料について、生トマト使用は国産、濃縮トマト使用は加工と棲み分けがなされている。(トマト加工品製造者団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国産、外国産の表示であれば対応可能。(果実飲料製造農協団体) 	<p>以下の点から、現時点で義務表示対象品目とすることは不相当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料は一般に搾汁、抽出、ブレンド等の加工技術によって一定の品質を維持しており、加工度が低いとは言えない。 ・輸入原料果汁の場合、原料果汁の原料である果実の原産地についての情報が得られないことから、正確な表示が困難。
<p style="text-align: center;">もち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古くから日本で食され、おめでたいときに出され、国産との認識が高い。(個人) ・主原料であるもち米、米粉調整品ともに安い輸入品が急増。安いもちの原料として使用されている。組合として原料原産地を表示する業界ガイドラインを実施しており、義務表示に支障はない。(もち製造者団体) ・国産もち米は、生産者自ら生産履歴記帳運動に取り組んでいるが、輸入農産物や加工品には同様の規制措置がない。(もち米生産者) 	<p>意見なし</p>		<p>以下の点から、義務表示対象品目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もち製造業界自身が賛成していることから、表示実行上の問題は少ないと考えられる。 ・もちの原料がもち米ではなくもち米粉の場合には、輸入されるもち米粉の原料であるもち米の原産地の情報が得られないことから、別の取扱いとすべき。
<p style="text-align: center;">こんにゃく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国産原料を使用しているのであれば表示してほしい。(個人) ・こんにゃくの消費低迷、貿易自由化の進展のなか、国内こんにゃくも生産農家経営は厳しい状況におかれている。国内こんにゃくいもの高付加価値化が図られる。(こんにゃくいも生産者、こんにゃくいも生産自治体) ・こんにゃく原料は外国製造の粉と国内製造の粉には価格差があり、差別化されている。(こんにゃく原料製造者団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにゃく原料は、関税割当制度や特別セーフガードの保護下において、輸入原料を使用できる事業者も期間も限られているなか、表示実行上困難。原料輸入が自由化されれば表示義務化も可能。外国産原料の密輸等の問題も存在。(こんにゃく製品製造者団体) 		<p>以下の点から、義務表示対象品目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対意見は原料原産地表示とは別問題であり、表示実行上の問題は少ないと考えられる。

○別紙1、2に掲げた品目以外に要望のあった品目

品目(意見件数)	主な意見	考え方(案)
<p>昆布巻き (47件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昆布巻きは、加工の程度が、共同会議の示した品目群リストに比べ高いものの、原料の品質が天然物と養殖物、銘柄によって製品に品質に大きく反映され、特に外国産との品質は大きく異なっていると認識される。(生産者団体) ・近年、中国昆布を原料とした加工調整品の輸入が急増しているが、ほとんど外国産という表示はない。国産昆布は2年もの、輸入昆布は1年生の養殖物であり、いつも北海道の昆布を食べている方はわかると思うが、今は非常に濃い味付けをして、昆布の原藻の味がわからないような作り方となっている。(生産者団体) ・昆布巻きは昆布が7～8割程度を占めているが、中心の具材が2割以上であれば中心具材の名前で通関され、例えばサケ加工品という形で、半製品の状態で冷凍され輸入。それ国内で解凍して調味味付けし、昆布巻きとして流通・販売される。(生産者団体) ・見た目から国産、外国の区別は困難であり、外国産である旨を表示せず販売していることから消費者は国産原料を使用した商品と誤認して購入している可能性が高い。(生産者団体) ・輸入昆布加工品は安いことから国内昆布にも大きな影響を受け価格は低迷、昆布業者にとっては、大きな脅威。(生産者団体) 	<p>以下の点から、現時点で義務表示対象品目とすることは不適當である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の食材を組み合わせ、味付け、加熱等を経た、昆布巻きのような加工品は加工度が低いとは言い難い。 ・惣菜一般の中で昆布巻きにのみ表示を義務付けることは適當でない。 ・パブリックコメントや公開ヒアリングを通じて、消費者から特別に昆布巻きについての要望はなく、「一般に認識されている」とは言い難い。 ・一般消費者向けに包装して直接販売されるよりも、表示の対象とはならない弁当のおかずなど事業者向けや対面販売に仕向けられるものが多いのではないかと。
<p>煮豆(大豆煮豆、黒大豆煮豆) (34件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様相談室に寄せられた問い合わせのうち、原料原産地表示への問い合わせが増加しており、消費者の関心が高まっている。(事業者) ・原料大豆がどこの産地のものか知りたい。(個人) ・伝統食であり、国産原料使用との認識が高い。(事業者) ・原産地は気にしないので不要(個人) ・輸入の品質のよくない黒大豆を使用した製品が出回り、諸費者から国産原料を使用したものと誤認されている状況。国産原料の相場も下落している。(事業者) ・既に自社において原料原産地表示を行っており、実現可能性に問題なし。(事業者、生産者団体) ・煮豆は他の大豆加工品より国産使用比率が高く、表示しやすいのではないかと。(事業者) 	<p>以下の点から、現時点で義務表示対象品目とすることは不適當である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・味付け、加熱を経た煮豆のような加工品は加工度が低いとは言い難い。 ・惣菜一般の中で煮豆のみに表示を義務付けることは適當でない。

品目(意見件数)	主な意見	考え方(案)
<p>片栗粉</p> <p>(20件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・片栗粉は国産馬鈴薯でんぷん100%と消費者は思っているが、輸入化工でんぷんと混合して製造される実態にある。国産と輸入原料では品質差が明らかと認識されていることから対象として欲しい。(生産者団体) ・片栗粉に外国から薬品を使って加工したものが輸入され、原料として使われていると聞き驚いている。片栗粉の原産地と同時に、どんな加工をしたでんぷんなのかわかりやすい表示をお願いしたい。(個人) 	<p>以下の点から、義務表示対象品目とすることは不適當である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・でんぷんを化学的に処理したいいわゆる化工でんぷんについては、いわゆるばれいしょ生でんぷんとは別の特性を有していると考えられることから、原材料名の表示方法を区別する必要があり、厚労省における添加物の検討と合わせて対応すべきである。
<p>米粉及び米粉食品</p> <p>(米粉パン)</p> <p>(6件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者は国産品を選びたいとの意向。表示の徹底は、地産地消、スローフード、国産農産物の消費拡大、自給率向上に有効。(事業者) ・米の加工食品は一般に国産と思いがち、消費者の多くは米粉食品に外国産米が使用されていることを知らない。(事業者) ・米粉調整品が年間10万トンも輸入され、もち、団子、ケーキなどに使用されている。米粉調整品を用いたものはきちんとその旨表示すべき。(個人) ・米粉パンは米が製品の8割以上を占め、加工度や原料使用割合はもちと同じ。(個人) 	<p>以下の点から、現時点で義務表示対象品目とすることは不適當である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に消費者が購入する機会の少ない食品であって、表示を義務付ける緊急性は低い。 ・粉類の中で米粉にのみ表示を義務付けることは不適當。 ・多くの原材料を使用し、多段階の加工を経る米粉パン等の米粉食品は、加工度が低いとは言いがたい。
<p>落花生</p> <p>(殻付き、素煎り、味付け、バターピーナッツ)</p> <p>(5件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落花生は、煎るだけの極めて素朴な加工。(事業者団体) ・国内で加工される落花生には国産原料と外国産原料が存在し、品質・価格に大きな差がある。(事業者団体、生産者団体) ・落花生の表示はガイドラインにより業界で自主的に取り組んでいるが、アウトサイダーが原料原産地表示を曖昧にする、あるいは輸入品を国産と称して販売するなどの実態が存在する。(事業者) ・煎り豆や落花生が対象からはずされる理由が加熱処理だからというのが消費者には納得いかない。(個人) 	<p>以下の点から、殻付き、素煎りについては別紙1の「乾燥した農畜水産物」として義務表示対象品目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務表示の問題というより、不正な表示や誤認するような表示をいかに防止するかが問題で、これについては監視指導を強化する必要がある。 ・落花生加工業者自身が表示義務化を求めていることから、表示実行上の問題は少ないと考えられる。

その他追加の要望のあった品目()内は意見数)及び考え方(案)

以下の品目については、現時点で義務表示対象品目とするのは不適當。

全ての豆類加工品(5)

大豆加工品

豆乳(2)、しょうゆ(2)、みそ(2)、がんもどき(1)、きな粉(1)、黒豆パン(1)、全ての大豆加工品(8)

小豆加工品

ぜんざい(3)、おしるこ(1)、赤飯の素(1)、小豆菓子、全ての小豆加工品(4)

卵加工品

鶏卵加工品(卵スープ、レトルト煮卵、卵調整品、マヨネーズ)(2)

めん類(うどん類・そば類)(2)

粉類(小麦粉等)(1)

野菜加工品(1)

果実缶詰(1)

ジャム・菓子(1)

米加工品(1)

食パン類(1)

黒糖(1)

食肉加工品(1)

はちみつ(1)

塩(食塩)(1)

惣菜(1)

酢飯、混ぜご飯、ピラフ(1)

ペットボトル飲料(1)